

解 説

早稲田大学海法研究所外国海法研究会

## 中国における海事事件の裁判管轄

雨宮 正啓（弁護士）  
李 剛（中国弁護士）  
方 懿（元上海海事法院法官）

- 第一 はじめに
- 第二 総説
- 第三 海事事件の範囲（2016年司法解釈）
- 第四 訴訟管轄
  - 1. 土地管轄
  - 2. 専属管轄
  - 3. 合意管轄
  - 4. 管轄異議
- 第五 船荷証券上の合意管轄
- 第六 海事請求保全の管轄
- 第七 海事賠償責任制限の管轄
- 第八 おわりに

### 第一 はじめに

国際海上運送中に生じた貨物損傷や船舶の衝突といった海事に関する事件は、いわゆる渉外的性質を有する事件であることが多く、当事者間で紛争が解決しない場合には、いずれの国の裁判所にその解決を委ねるべきかが問題となり、そこでは管轄の有無の検討が必要となる。

日本では、民事訴訟法及び民事保全法等において国際裁判管轄及び国内裁判管轄の規定が設けられている。渉外事件につき、理論的には、国際裁判管轄が日本にあることを前提に、国内裁判管轄を検討することになる。

中国においては、渉外事件と国内事件の区別なく、いずれの法院が管轄権を有するかを検討し、いずれの法院も管轄権をもたない場合に、中国は国際裁判管轄を有していないとされる。また、中国では、特別裁判所としての海事法院が設置され、「海事事件」を管轄している。したがって、中国においては、管轄の有無を検討する場合、当該事件が渉外事件か国内事件かという視点ではなく、管轄権を有するのが普通裁判所である人民法院か、又は海事法院その他の特別法院かという視点が重要となる。

海事法院の管轄の範囲については、2016年3月から「海事法院の受理する事件の範囲に關

する最高人民法院の規定」及び「海事訴訟管轄の問題に関する最高人民法院の規定」<sup>1</sup>が実施されている。本稿では、これらの司法解釈規定の紹介を交えながら、中国における「海事事件」の管轄を概説することにしたい。

## 第二 総説

日本では、海事に関する事件を専門に取り扱う特別裁判所はなく、地方裁判所又は高等裁判所がこれを管轄している。これに対し、中国では、海事に関する事件の特殊性及び涉外性を勘案して、これを取り扱う専門的な海事法院が設置されている<sup>2</sup>。1984年全国人民代表大会が「沿海港湾都市における海事法院の設置に関する決定」を採択して以来、最高人民法院は、広州、上海、青島、天津、武漢、大連、海口、アモイ、寧波及び北海に、10 庁の海事法院を設置してきた。

海事事件の範囲や各海事法院の裁判管轄を規定するものとして、中国民事訴訟法及び海事訴訟特別手続法並びにそれらの法律に関する最高人民法院の司法解釈規定がある。これらの管轄規定は、原則的に涉外事件と国内事件双方に適用される。このように、民事訴訟法および海事訴訟特別手続法は解釈規定により修正されているため、最新の管轄規定を知るにはこの点に注意しなければならない。そこで、以下に民事訴訟法及び海事訴訟特別手続法並びにそれら法律に関する最高人民法院の司法解釈規定の関係年表を示す。

なお、日本では、事件の類型ごとに国際裁判管轄を規律する条文を設けた上で（民訴3条の3各号）、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合でも、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判することが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別な事情があると認められるときには訴えが却下されるが（民訴3条の9）、中国ではこのような規定は設けられていない。

	民事訴訟法関係	海事訴訟特別手續法関係
1982	中華人民共和国民事訴訟法（試行）	
1984		海事法院の設立に際する若干の問題に関する最高人民法院の決定
1989		海事法院の受理する事件の範囲に関する最高人民法院の規定
1991	中華人民共和国民事訴訟法	
1992	「中華人民共和国民事訴訟法」の適用に際する若干の問題に関する最高人民法院の解釈	
1999		中華人民共和国海事訴訟特別手続法

<sup>1</sup> これらの解釈規定の和訳として、張秀娟＝李剛「中国における海事法院の受理する事件の範囲および海事訴訟管轄に関する最高人民法院の2つの新規定」（本誌本号に掲載）がある。

<sup>2</sup> 海事法院については、箱井崇史＝張秀娟＝方懿「中国の海事法院について」本誌218号24頁以下を参照。

2001		海事法院の受理する事件の範囲に関する最高人民法院の若干規定（2001年受理規定） <sup>3</sup>
2003		「中華人民共和国海事訴訟特別手続法」の適用に際する若干の問題に関する最高人民法院の解釈（海訴解釈） <sup>4</sup>
2007	中華人民共和国民事訴訟法（第1次改正）	
2010		海事賠償責任制限にかかる紛争事件の審理に関する最高人民法院の若干の規定（責任制限解釈）
2012	中華人民共和国民事訴訟法（第2次改正）	
2015	「中華人民共和国民事訴訟法」の適用に関する最高人民法院の解釈（2015年民訴解釈）	
2016		海事法院の受理する事件の範囲に関する最高人民法院の規定（2016年受理規定） 海事訴訟管轄の問題に関する最高人民法院の規定（海訴管轄問題規定）

(年数は、法律規則等の公布年。太字は法律本体の制定・改正)

### 第三 海事事件の範囲（2016年司法解釈）

海事法院の受理する海事事件の範囲については、「海事法院の受理する事件の範囲に関する若干の規定」（2001年受理規定）及び「最高人民法院による海事行政事件の管轄問題に関する通知」<sup>5</sup>が定めていたが、2016年3月1日から実施されている「海事法院の受理する事件の範囲に関する最高人民法院の規定」（2016年受理規定）により変更されている。

従前は、1) 海事不法行為による紛争事件（10種類）、2) 海商契約による紛争事件（22種類）、3) その他海事海商紛争事件（26種類）及び4) 海事執行事件（5種類）に分類して海事事件の管轄を定めていたが、2016年受理規定は、1) 海事不法行為による紛争事件（10種類）、2) 海商契約による紛争事件（42種類）、3) 海洋及び海に通じた可航水域に関する開発利用及び環境保護に関する紛争事件（15種類）、4) その他海事海商紛争事件（11種類）、5) 海事行政事件（7種類）、6) 海事特別手続き事件（23種類）、及びその他規定（6種類）に分類し、海事事件を細分化している。本稿では、この2016年受理規定により変更されている海事事件の範囲を概説する。

#### 1. 海事不法行為による紛争事件

2001年受理規定は、船舶衝突、準衝突、船舶又は港湾作業から生じる水域汚染、及び不当

<sup>3</sup> この規定の和訳として、前掲（注2）33頁以下がある。

<sup>4</sup> この解釈の和訳として、張秀娟＝劉佳溢「2003年の海事訴訟特別手続法の適用に関する中国最高人民法院の解釈規定」本誌220号56頁以下がある。

<sup>5</sup> 2001年受理規定は、海事法院による受理事件の範囲を海事に関する行政事件にまで拡大したが、2003年「最高人民法院による海事行政事件の管轄問題に関する通知」の実施により、海事法院は行政事件を受理しないものとされた。

な船舶留置などから生じる損害の賠償に関する紛争事件を海事不法行為による紛争事件としていたが<sup>6</sup>、2016年受理規定は、さらに船舶とプラットホームとの接触及び燃料油の留置・差押えに起因する損害賠償に関する紛争事件を新たに海事不法行為による紛争事件として規定し、海事不法行為による紛争事件の範囲を拡大している。また、2016年受理規定は、船舶工事<sup>6</sup>のため提供される主要部品及び専用物品に関する製造物責任に関わる紛争事件を新たに海事不法行為による紛争事件としている。

2001年受理規定5号が規定していた海上又は海に通じた可航水域における航海、生産、作業、船舶の建造、修理、解体、又は港湾作業、建設に起因する、水域の汚染、干渉の汚染又は本船以外の船舶、貨物及びその他財産の損害賠償に関わる紛争は、2016年受理規定では、海洋及び海に通じた可航水域に関する開発利用及び環境保護に関する紛争事件に分類されている(2016年受理規定65号、66号及び67号)。

## 2. 海商契約による紛争事件

実務において、海運商取引に関する新たな契約類型が現れてきたので、2016年受理規定は、2001年受理規定の内容を整理し、補充したうえで、契約紛争事件を22種から42種に増やしている。主な変更は以下のとおりである。

- (1) 名義貸し、組合、請負などの「経営管理」の形態を列挙している。2001年受理規定では貨物船又は漁船に関する請負契約に関する紛争事件として定められていたが、2016年受理規定は、それを船舶経営管理契約に吸収したうえで、経営管理契約の範囲を航路共同経営契約、港・埠頭経営管理契約及び船舶工事経営契約まで広げている(2016年受理規定14条、17条及び39条)。
- (2) 賃貸借契約に関する紛争事件では、船舶賃貸借契約に限らず、船舶工事敷地及び港・埠頭の賃貸借契約に関する紛争も海商契約による紛争事件に加えられている(2016年受理規定16号、22号及び38号)。
- (3) ファイナンスリースに関する紛争事件の範囲は、船舶ファイナンスリースからコンテナ及び港湾・航海用の設備のファイナンスリースに関する紛争事件まで拡大している(2016年受理規定23号、37号及び46号)<sup>7</sup>。
- (4) コンテナに関する紛争事件として、その賃貸借契約、保管契約、抵当権・質権設定の担保契約及びファイナンスリースに関わる紛争事件が規定されている(2016年受理規定28号、35号、36号及び37号)。
- (5) 港湾貨物に関する紛争事件として、その保管契約、抵当権・質権設定の担保契約、及び質権が設定される貨物に対する監督契約に関わる紛争事件が規定されている(2016年受理規定32号、33号及び34号)。
- (6) 船員の労働・労務契約に関する紛争事件は、2001年受理規定25号より詳細に規定されている(2016年受理規定24号)。

<sup>6</sup> 2016年受理規定109号は、「船舶工事とは、船舶の建造、修繕、改造、解体などの工事及び関連する工事に対する管理監督をいう。船舶の主要部品及び専用物品とは、倉口蓋、船殻、竜骨、甲板、救命艇、船舶用主機関、船舶用補助機関、船舶用鋼板、船舶用塗料などの船舶の主体構造、重要な特徴のある部品及び専ら船舶又は船舶工事に用いられる設備及び資材を指す」と規定している。

<sup>7</sup> 2016年受理規定59号の海洋開発利用の設備・施設に関する規定もファイナンスリースの紛争を規定している。

- (7) 2001 年受理規定 28 号が定める保険関係の紛争事件は、2016 年受理規定 40 号から 45 号に分けて規定されている。2016 年受理規定の範囲は、船舶、貨物、船舶工事用の設備、港湾設備、海洋漁業・海洋開発利用・海洋工事用の設備、及び海に通じた可航水域における工事用の設備など、それらに関する期待利益及び対第三者責任を保険対象とする保険契約に関する紛争事件についても規定している（2016 年受理規定 40 号から 45 号）。
- (8) 金銭消費貸借契約に関する紛争事件の範囲は、船舶の購買、建造、経営による金銭消費貸借契約から船舶、コンテナ及び港湾・航海に関する設備を担保とする金銭消費貸借契約に関する紛争事件まで広げられた。ただし、当事者が金銭消費貸借契約の紛争に限って訴えを提起する場合は、これに含まれない（2016 年受理規定 48 号及び 49 号）<sup>8</sup>。
- (9) 海事担保契約に関する紛争事件は、その類型が明確化され、範囲も拡大された。すなわち、港湾・航海に関する設備上の抵当権・質権設定等の担保契約に関する紛争事件、船舶、コンテナ、港湾・運航に関する設備を担保とする金銭消費貸借契約に関する紛争事件、並びに海上運送、船舶売買、船舶工事及び港における生産経営に関する債権の実現を担保するために生じる担保、第三者保証状及び信用状などに関する紛争事件が規定されている（2016 年受理規定 47 号、48 号及び 50 号）<sup>9</sup>。

### 3. 海洋及び海に通じた可航水域の開発利用及び環境保護に関する紛争事件

この類型は、新しく設けられたものである。2001 年受理規定 5 号、33 号及び 36 号の規定する紛争事件はこの類型に含められ、さらに多くの紛争事件が新たに規定されている。2016 年受理規定 53 号から 64 号は海洋及び海に通じた可航水域の開発利用に関する規定で、同規定 65 号から 67 号は環境汚染に関する規定である。

### 4. 海事行政事件

海事法院の海事行政事件に対する管轄は 2003 年の「最高人民法院による海事行政事件の管轄問題に関する通知」により認められなくなっていたが、最高人民法院は、2016 年受理規定により海事法院の海事行政事件に対する管轄権を再度認めることにした。すなわち、海上、海に通じた可航水域又は港内における船舶、貨物、設備・施設、コンテナに関わる行政行為に対する不服申立て（2016 年受理規定 79 号）、海運経営並びに船員の適性などの資格・資質及び適法な事項に関する行政行為に対する不服申立て（2016 年受理規定 80 号）、及び海洋・海に通じた可航水域の開発利用、漁業、環境生態の保護などの活動に関する行政行為に対する不服申立て（2016 年受理規定 81 号）であれば、海事法院に行政訴訟を提起することができる。

海事行政機関による行政行為が合法な利益に損害又は影響を与えた場合、海事法院に国家補償の請求を提起することも可能である（2016 年受理規定 83 号及び 84 号）。

また、海事行政行為に基づく強制執行も、海事法院に申立てを行うべきである（2016 年受理規定 85 号）。

<sup>8</sup> 2016 年受理規定 61 号の海洋開発利用の設備・施設に関する規定も金銭消費貸借契約の紛争を規定している。

<sup>9</sup> 2016 年受理規定 60 号の海洋開発利用の設備・施設に関する規定も抵当権・質権設定などの担保契約の紛争を規定している。同規定 62 号は海洋及び海に通じた可航水域における工事建設、海洋開発利用などの海上生産経営に関する債権の実現を担保するために生じる担保、第三者保証状、及び信用状などに関する紛争を規定している。

## 5. 海事特別手続き事件

これは新しく設けられた類型であり、外国海事仲裁判断の承認・執行、海事賠償責任制限基金の設立及び海事強制令の申請など23種の海事特別手続きに関する事件が列挙されている。大部分の規定が2001年受理規定においても定められているが、新たに加えられた紛争事件としては、海事紛争の調停協議に対する司法確認に関する紛争事件（2016年受理規定104号）、船舶、積荷、船用品、海上輸送用コンテナ、港湾・運航に関する設備・施設、海洋の開発・利用に用いられるための設備・施設などの財産を担保物とする担保物権を実現する申立てに関する紛争事件（2016年受理規定105号）、及び地方人民法院が発効した法律公文書を執行するために委託する船舶の差押え、競売に関する紛争事件（2016年受理規定107号）がある。

## 第四 訴訟管轄

次に、紛争が海事法院の管轄に服する場合、10序ある海事法院のうち、いずれの海事法院が管轄権を有するかを概説する。

### 1 土地管轄

土地管轄とは、海事事件に関連する地が複数ある場合、いずれの地の法院に管轄権を認めるべきかに関する定めである。

- (1) 海事不法行為に関する訴訟は、不法行為地、被告の住所地又は船籍港<sup>10</sup>所在地の海事法院が管轄する（海訴6条2項1号、中国民訴28条）。海上不法行為のうち、船舶衝突その他の海難事故に起因する損害の賠償を求める訴訟は、衝突発生地、衝突船舶が最初に到達した地、加害船舶が差押えられた地、被告住所地、又は船籍港所在地の海事法院が管轄する（海訴6条2項1号、中国民訴30条）。
- (2) 海上運送契約から生じる紛争に関する訴訟は、運送の開始地、取次ぎ地、目的地<sup>11</sup>又は被告住所地の海事法院が管轄する（海訴6条2項2号、中国民訴27条）。
- (3) 海難救助の救助料に関する訴訟は、救助地、被救助船舶が最初に到達した地、又は船舶以外の救助された財産の所在地の海事法院が管轄する（中国民訴31条及び海訴解釈9条）。
- (4) 共同海損に関する訴訟は、船舶が最初に到達した地、共同海損精算地又は航海終了地の海事法院が管轄する（中国民訴32条）。
- (5) 海上又は海に通じた可航水域を航行する船舶の傭船契約から生じる紛争に関する訴訟は、船舶引渡港、返船港、船籍港所在地又は被告住所地の海事法院が管轄する（海訴6条2項3号及び海訴解釈3条）。
- (6) 保険契約について提起される訴訟は、通常、被告住所地又は保険目的物の所在地の海事法院が管轄する（中国民訴24条）が、保険の目的物が船舶又は運送中の貨物である場合、

<sup>10</sup> 船籍港は被告船舶の船籍港を指す。被告船舶の船籍港は中国ではないが、原告船舶の船籍港が中国にある場合、原告船舶の船籍港所在地の海事法院が管轄する（海訴解釈4条）。

<sup>11</sup> 始発地、取次ぎ地及び目的地は、契約で約定されている地、又は実際に履行を行う始発地、取次ぎ地、目的地を指す。契約で約定される始発地、取次ぎ地又は目的地が、実際に履行を行う始発地、取次ぎ地又は目的地と異なる場合、実際に履行を行う地に基づいて管轄を決定する（海訴解釈5条）。

船舶登記地、運送目的地又は保険事故発生地の海事法院が管轄する（2015年民訴解釈21条）。<sup>12</sup>

- (7) P&I保険契約から生じる紛争に関する訴訟は、P&I保険の目的物<sup>13</sup>の所在地、事故発生地又は被告住所地の海事法院が管轄する（海訴6条2項4号）。
- (8) 海上又は海に通じた可航水域を航行する船舶の船員労務契約から生ずる紛争に関する訴訟は、原告住所地、契約締結地、船員の乗船又は下船港の所在地もしくは被告住所地の海事法院が管轄する（海訴6条2項5号）。
- (9) 海事担保（船舶債権その他船舶を担保とする債権）から生じる紛争に関する訴訟は、担保物所在地又は被告住所地の海事法院が管轄する。船舶抵当権に関する訴訟について、船籍港所在地の海事法院にも訴えを提起することができる（海訴6条2項6号）。
- (10) 海上又は海に通じた可航水域を航行する船舶の所有権、占有権、使用権又は優先権から生じる紛争に関する訴訟は、船舶所在地<sup>14</sup>、船籍港所在地又は被告住所地の海事法院が管轄する（海訴6条2項7号）。
- (11) 船舶担保又は船舶優先権に関する消費貸借契約から生じる紛争は、被告住所地、契約履行地、船舶の船籍港又は船舶所在地の海事法院が管轄する（海訴解釈10条）。
- (12) 海事行政事件は、最初に行政行為を行った行政機関所在地の海事法院が管轄する。再審議された案件は、再審議機関所在地の海事法院が管轄する。人身自由の制限に関する行政措置に対する不服の訴訟は、被告所在地又は原告所在地の海事法院が管轄する。行政機関の所在地が海事法院の管轄区域内に属しない場合、行政執行の実施地の海事法院が管轄する（海訴管轄問題規定2条）。

以上の土地管轄について、海事法院は、通水領域、島及び港湾の区分に従って、各自の管轄地域の海事事件を扱う。詳細は以下の表に示す<sup>15</sup>。

海事法院	管轄区域	支部法廷	控訴審法院
広州海事法院	広東省の海域、及び海に通じた内水可航水域。	シンセン・ 湛江・汕頭・ 珠海	広東省高級 人民法院
大連海事法院	南側は遼寧省及び河北省の接合部から、東側は鴨綠江口の延伸海域及び鴨綠江まで、その中は黃海の一部、渤海の一部及び海上島嶼を含む。吉林省の松花江、図門江など海に通じた内水可航水域及び港。黒龍江省の黒龍江、松花江、烏蘇里江など海に通じた内水可航水域及び港。	錦州・鰐魚 圈・東港・ 長海・ハル ビン	遼寧省高級 人民法院
天津海事法院	河北省と山東省の接合部から河北省と遼寧省の接合部までにある沿海港及びその海域、海上島嶼	秦皇島・曹 妃甸	天津市高級 人民法院

<sup>12</sup>「中国人民財産保険股份有限公司北京市分公司対南京銀竜翼船有限公司の海上貨物保険契約紛争」の再審事件において、最高人民法院は、最高人民法院による民事訴訟法の適用に関する若干問題の意見25条（現行：2015年民訴解釈21条）は中国民事訴訟法24条の解釈規定であり、特別規定として優先に適用されるべきであると判示した。

<sup>13</sup> P&I保険対象の所在地はP&I保険対象の船舶の所在地を指す。

<sup>14</sup> 船舶所在地は、訴訟提起時の船舶停泊地又は船舶差押地を指す（海訴解釈7条）。

<sup>15</sup> 海訴管轄問題規定は、大連海事法院と武漢海事法院の管轄区域を調整のうえ変更している。

青島海事法院	山東省沿海の3,120KMにわたる海岸、その延長海域、海上島嶼及び山東半島沿海の港	煙台・威海・日照・石島・濰坊	山東省高級人民法院
上海海事法院	上海、楊子江浏河口以下の海に通じた水域、及び江蘇省沿海海域	連雲港・洋口港・洋山深水港・自貿区	上海市高級人民法院
アモイ海事法院	福建省と広東省の接合部から福建省と浙江省の接合部延長海域まで	福州・寧德・東山	福建省高級人民法院
武漢海事法院	四川省宜賓市合江門と江蘇省浏河口の間の長江幹線及び支線の水域、宜賓・泸州・重慶・涪陵・万州・宜昌・荊州・城陵矶・武漢・九江・安慶・芜湖・馬鞍山・南京・揚州・鎮江・張家港・南通などの主要港湾を含む	南通・南京・宜昌・重慶・常熟	湖北省高級人民法院
海口海事法院	海南省に属する港湾、水域及び西沙、中沙、南沙、黄岩などの島嶼、水域	三亞・洋浦・博鰲・八所・三沙	海南省高級人民法院
北海海事法院	広西チワン族自治区に属する北海、防城、欽州などの沿海港湾、貴港、梧州、柳州、桂林・南寧などの内水水域、港湾、島嶼及び雲南省瀾滄江とメンコ川の間の海域に通じた可航水域	貴港・雲南景洪・防城港	雲南省高級人民法院
寧波海事法院	浙江省に属する港湾及び水域	温州・舟山・台州	浙江省高級人民法院

## 2 専属管轄

専属管轄<sup>16</sup>とは、特定の海事事件については、特定の海事法院のみが管轄権を有することである。専属管轄を有しない海事法院、地方人民法院又は外国裁判所の管轄もしくは合意管轄は認められない。海事訴訟特別手続法は、海事法院の専属管轄について、以下のように規定している。

- 1) 沿海港湾作業から生じる紛争に関する訴訟は、港湾所在地を管轄する海事法院が管轄する（海訴7条1号）。
- 2) 船舶による油類その他有害物質の排出、漏洩、投棄、海上での生産又は作業もしくは船舶の解体又は修繕作業によって生じる海域汚染損害に関する訴訟は、汚染発生地、損害発生地又は汚染防止措置が行われた地の海事法院が管轄する（海訴7条2号）。
- 3) 中国の領域及び管轄権のある海域<sup>17</sup>において履行する海洋の探査又は開発に関する契約から生じる紛争に関する訴訟は、契約履行地<sup>18</sup>の海事法院が管轄する（海訴7条3号）。

## 3 合意管轄

合意管轄とは、契約又はその他財産権益から生じる海事紛争について、管轄する海事法院を合意により選択することである。紛争発生後においても管轄を合意することは可能である。この場合、海事法院は強行法規によらず、当事者の合意に基づき管轄権行使する。通常、合意

<sup>16</sup> 金正佳『海事訴訟法論』（大連海事大学出版社・2001年）45頁を参照。

<sup>17</sup> ここでの海域は、接続水域、排他的水域、大陸棚及び管轄権を有するその他海域を指す（海訴解釈11条）。

<sup>18</sup> 契約履行地を決めるのは契約に適用される法である。中国法が適用される場合、契約履行地は、契約を実際に履行された地を指し、契約が履行されなかった場合、契約で約定されている履行地を指す（海訴解釈12条）。

管轄は、明示の合意管轄と默示の合意管轄に分けられる<sup>19</sup>。また、合意管轄に関する特別な規定が設けられている。

#### (1) 明示の合意管轄

当事者は書面で、契約又はその他財産権益から生じる紛争を管轄する法院として、被告の住所地、契約の履行地、契約の締結地、原告の住所地、目的物の所在地など紛争と実際に関連性を有する地を管轄する海事法院を合意により選択することができる。ただし、審級管轄及び専属管轄に関する規定に反することはできない（中国民訴34条、海訴解釈1条及び2条）。また、紛争と実際に関連性のない地を管轄する海事法院が指定された場合には、通常、管轄権は認められない。

#### (2) 默示の合意管轄

海事法院の事件受理後、管轄権に対して不服がある者は、答弁書の提出期間内に異議を提出しなければならない。管轄異議を提出せずに応訴答弁をする場合には、受訴法院が管轄権を有するものとみなされる（中国民訴127条、海訴解釈1条及び2条）。

#### (3) 特別規定

海事紛争の当事者の何れもが外国人、無国籍者もしくは外国の企業又は組織であり、かつ書面で海事法院の管轄を合意している場合には、紛争と関連性のある地が中国の領域内に存在しない場合であっても、海事法院は当該紛争について管轄権を有する（海訴8条）。

### 4 管轄異議

管轄異議とは、受訴法院が当該事件の管轄権を有しないとする不服の申立てである<sup>20</sup>。管轄異議は、海事事件だけでなく、全ての民事裁判に共通の制度である。ただし、海事事件においては特別な管轄規定があるため、管轄異議も通常の民事裁判の手続きとは異なる。なお、実務上、管轄異議は、多用される抗弁の一つでもある。

#### (1) 管轄異議の申立て

管轄異議の申立ては、海事法院又は地方人民法院が受理した訴訟事件でなければならない（中国民訴127条）。

訴訟提起後でも立案審査中は、被告から管轄異議を申し立てることはできない。また、管轄異議を申し立てることができるのは訴訟手続のみであり、海事請求保全又は海事賠償責任制限基金の設立などの特別事件では申し立てることができない。

また、申立ては訴訟当事者が行わなければならず、訴訟に参加している第三者は管轄異議を申し立てる権利を有しない<sup>21</sup>（中国民訴127条）。

さらに、管轄異議の申立ては答弁書の提出期間内に申立てなければならない（中国民訴127条）。答弁書の提出期間は、訴状送達後15日であるが（中国民訴125条）、外国に在住する被告の場合には提出期間が30日になる（中国民訴268条）。なお、答弁書の提出期限を経過した後に管轄異議が申し立てられる場合、法院は、裁量により申立てを審査することができ、異議に理由がある場合には、司法権力の行使として、自ら事件を移送することができる<sup>22</sup>。

<sup>19</sup> 金・前掲書（注16）31頁を参照。

<sup>20</sup> 金・前掲書（注16）83頁を参照。

<sup>21</sup> 1990年7月28日「最高人民法院による第三者が管轄権異議を提起できるか否かの問題に対する批覆」を参照。

<sup>22</sup> 奚晓明主編『「中国人民共和国民事訴訟法」の修正条文に対する理解と適用』（人民法院出版社・2012）72頁を参照。

## (2) 管轄異議の理由

中国の海事司法実務では、管轄異議が申立てられる理由は主に以下のとおりである。

### 1) 海事事件か否か

実務上、海事不法行為の場合に海事法院の管轄権が争われることは多くないが、海商契約の場合には、海事事件か否かの判断が契約内容の解釈いかんともなるため、海事法院と人民法院のいずれに管轄権が所在するかについて紛争が生じることが多い。

### 2) いずれの海事法院が管轄権を有するか

当該事件が海事事件とされる場合、次に、いずれの海事法院が管轄権を有するかが問題となる。前述のとおり各海事法院の管轄区域は司法解釈により定められているが、特に隣接する水域で事件が発生した場合に、いずれの海事法院が管轄権を有するかが争われることがある。

### 3) 当事者間に有効な裁判管轄合意があるか

船荷証券裏面約款には管轄条項又は仲裁条項が挿入されているのが一般的である。そのため、これによる有効な管轄合意があるという理由で管轄異議が申し立てられることがあり、実際の件数もきわめて多い。しかし、後述のとおり、このような管轄異議の申立てが認められることは容易ではない。

### 4) 当当事者の間に有効な仲裁合意があるか

実務上、ほとんどの傭船契約において仲裁合意がなされている。傭船契約の下で発行された船荷証券に関する事件においても、このような有効な仲裁合意があるという理由で管轄異議が申し立てられることが多い。仲裁合意は訴訟管轄合意とは異なるが、一般的には仲裁合意の有効性が認められることも容易ではないといえる。

## (3) 管轄異議の審査

管轄異議の申立ては、法院が審査しなければならない（中国民訴 127 条）。管轄異議の理由によって審査結果は異なる。当事者は、管轄異議の裁定に対し不服があれば、上訴ができる（中国民訴 154 条）。中級人民法院に相当する海事法院の上訴法院は当該海事法院所在地の高級人民法院である。通常の民事訴訟の場合、管轄異議の裁定に対する上訴は立案廷で審査されるが、海事事件の場合には、海事海商事件を担当する高級人民法院審判庭が審査する（海訴管轄問題規定 3 条 1 項）。

### 1) 事件の移送

管轄異議の審査の結果、他の人民法院又は海事法院が管轄権を有すると裁定されれば、管轄権を有する法院へ移送される。管轄異議が認められない場合、申立ては却下される（中国民訴 127 条）。

### 2) 訴え却下

管轄異議の審査の結果、外国裁判所が管轄権を有する、又は当事者間に有効な仲裁合意があると裁定されれば、訴えは却下される。

### 3) 法院間の管轄権に関する争い

海事法院と人民法院との間において、管轄権の所在に関する争いが発生した場合には、両法院の協議により解決する。協議による解決が不調である場合には、それら法院の共通上級人民法院に対し管轄を指定するよう申請する（海訴 10 条）。

## 第五 船荷証券上の管轄条項

船荷証券上の裁判管轄条項が有効であるかについては、契約の一方当事者である運送人がこれを作成して荷受人に交付するといった管轄合意の方式としての妥当性や、最終的に拘束される者が有価証券の第三取得者であることなどが問題とされ、議論があるところである<sup>23</sup>。この問題について、日本では船荷証券上の裁判管轄条項を原則として有効とした最高裁判決があり<sup>24</sup>、通常の実務はこの判例の存在を前提として行われている。中国でも、船荷証券上の管轄条項の効力及びその適用条件を明確に規定する法律等は存在せず、学説において大いに論じられているほか、実務でもこれに関わる紛争が多く発生している。ここでは、中国におけるこの問題の現状を、特に実務において現れた裁判例等を中心として検討してみたい。

### 1. 具体的な運送契約（紛争）との関連性

中国では、すでに「合意管轄」で述べたように、海事訴訟特別手続法8条が定める例外を除き、たとえ契約の当事者により契約において管轄の合意が約定されても、原則として、被告の住所地、契約の履行地、契約の締結地、原告の住所地、目的物の所在地など紛争と実際に関連する場所における裁判所の管轄権のみが認められるという原則が存在している（中国民訴34条）。したがって、たとえ船荷証券上の管轄条項によって船荷証券の発行された運送契約と関連性のない裁判所が選択されたとしても、こうした管轄条項の効力は認められない<sup>25</sup>。たとえば、日本の運送人が中国の荷送人の依頼により、パナマ籍の船舶を利用して中国からタイに貨物を運送する場合に、運送人が発行した船荷証券にイギリス準拠法約款とイギリス裁判管轄約款が記載されているとしても、これにより準拠法がイギリス法となり、裁判管轄としてもイギリスの裁判所が適法に選択されているという主張は認められないであろう。なぜなら、中国の実務上、たとえ準拠法がイギリス法であっても、イギリスがこの紛争と実際の関連を有していないと判断されれば、この管轄合意は無効とされるからである。

### 2. 管轄条項に関する注意喚起義務・説明義務

標準約款を用いて契約を締結する場合、約款を作成する当事者は、公平の原則に基づいて当事者間の権利や義務を確定するとともに、合理的な方法により、その責任の免除又は制限に関する条項に対する相手方の注意を喚起し、相手方の要請に応じて当該条項についての説明を行わなければならないとされている（契約39条）。標準約款により、約款を作成する当事者の責任を免除し、相手方の責任を加重し、又は相手方の主な権利を除外するような場合に、上記の

<sup>23</sup> さしあたり、中村眞澄＝箱井崇史『海商法〔第2版〕』273頁を参照。

<sup>24</sup> 最判昭和50年11月28日民集29巻10号1554頁。なお、船荷証券に記載された裁判管轄条項を適用しなかった裁判例として、東地判平成11年9月13日本誌154号89頁がある。

<sup>25</sup> COMPAGNIE MARITIME D'AFFRETEMENT 対シンセン華普数码有限公司の海上貨物運送契約紛争に関する事件において、広東省高級人民法院は、船荷証券に記載された管轄条項は双方合意の結果であり、当事者を拘束するが、当事者は船荷証券の発行地、船積み地、引継運送地、荷揚げ地、貨物損害の発生地、海難事故の発生地など本件貨物運送契約の履行に関連する場所を選択しなかつたため、管轄条項は無効になると判示した(2010年粵高法立民終字第77号)。

注意喚起義務・説明義務違反があれば、当該約款は無効となる（契約 40 条）<sup>26</sup>。

通常、船荷証券に記載されている約款は標準約款であるが、管轄条項について異なる字体又は色を使用することにより他の条項と区別することができるときには、合理な方法により相手側に当該条項への注意を促している場合に該当するとして、当該条項を有効と判示した裁判例がある<sup>27</sup>。これに対し、注意喚起義務・説明義務が尽くされなかつたことも理由として、管轄条項の効力を認めなかつた裁判例がある<sup>28</sup>。

### 3. 対等原則の適用

外国の裁判所が中国の公民、法人その他の組織の民事訴訟上の権利に対し制限を加える場合には、中国の人民法院は、当該国の公民、企業及び組織の民事訴訟上の権利について対等の原則を実行する（中国民訴 5 条）。これを対等原則というが、この原則は立法上の対等と司法上の対等に分けられる。立法上の対等とは、中国の当事者に対する船荷証券の管轄条項に関する相手国（地域）の法律がとる態度に応じて、相手国の当事者に対する関係での船荷証券上の管轄条項の効力を決めることがある。司法上の対等とは、相手国（地域）の法律が船荷証券に記載された管轄条項の効力について明確に規定していない場合に、海事法院又は上級人民法院が、当該国（地域）の裁判所を選択した管轄条項の効力について、当該国（地域）の司法実務における中国の法院を指定する管轄条項の効力に関する判断に応じて判断することである<sup>29</sup>。

### 4. 船荷証券の第三取得者、代位請求者との関係

裁判管轄条項が実際に問題となるのは、船荷証券の第三取得者が運送人に損害賠償を請求する局面であることが多い。そこで、運送人と荷送人との間で約定された同条項が当然に第三取得者を拘束するかは議論のあるところである。この点、中国では船荷証券の債券的効力を定める海商法の規定（海商 78 条）を根拠として、船荷証券所持人は船荷証券記載の約款条項に拘

<sup>26</sup> 船荷証券に記載された管轄条項は、運送人の責任を免除し、相手方の責任を加重し、又は相手方の主な権利を排除するものではないとして、契約法 39 条又は 40 条は管轄条項の効力を否定する根拠とはならないとする主張がある（孫光＝劉羿麟「船荷証券上の管轄条項に関する裁判中の争議問題について」中国海商法研究第 24 卷・第 2 期（2013 年 6 月）108 頁を参照）。

<sup>27</sup> 温州市軽工芸品対外貿易公司対 COMPAGNIE MARITIME D'AFFRETEMENT の海上貨物運送契約紛争事件について、アモイ海事法院は次のとおり判示した。船荷証券は運送契約を証する証拠であり、契約における各当事者を拘束する。荷送人は、船荷証券を受け取るときに管轄条項に対して異議を留めなかつたので、当事者は船荷証券記載の管轄を合意したものと認定できる。さらに、運送人は船荷証券に赤い文字で管轄条項を印刷しているので、合理な方法で荷送人に対して提示した（注意を喚起した）ものと認められる。それゆえ、当該管轄条項は有効である。

<sup>28</sup> 中国人民財産保険股份有限公司紹興市分公司対 COMPAGNIE MARITIME D'AFFRETEMENT の保険代位求償に関する事件において、寧波法院は以下のとおり判示した。管轄条項は、運送人自らの意思に基づき事前に船荷証券に印刷されるものであり、被保険者（荷主）が船荷証券を取得する際には管轄条項について交渉する機会は存在せず、したがって管轄条項は被保険者の意思を反映したものではなかつた。さらに、当該管轄条項は小さい文字で印刷されており、他の条項と区別しにくく、かつ、運送人が被保険者の要請に応じて当該条項を説明したことが立証されていないため、合理的な説明義務を履行したと認定することはできない。それゆえ、当該管轄条項は無効である。

<sup>29</sup> 陳振繁「中国司法実務における船荷証券の管轄条項の効力に対する認定上の問題に関する検討」第四回広東海事高級フォーラム論文集 455 頁を参照。

浙江省工芸品進出口（工貿）集団公司対金発船務有限公司の海上貨物運送契約運送紛争に関する事件において、上海海事法院は、香港裁判所が他の事件で中國大陸の海運会社に関わる船荷証券に記載された管轄条項を否認したことがあったため、被告の運送人（香港会社）が主張する管轄条項の効力を否認した。

束されるとする見解<sup>30</sup>も広く主張されているようにみられるが、債権的効力規定を根拠に運送人の相手方を拘束するという理解は問題であろう。一方、管轄条項は独立性があるので、荷受人と船荷証券所持人は管轄条項には拘束されないとの裁判例もある<sup>31</sup>。管轄条項は通常の運送契約に関する一般的条項ではなく、訴訟法上の合意に関する特殊的条項であるといえ、その意味で独立性というのであれば、その趣旨は理解できる。

また、保険者が被保険者に対して保険金を支払うと保険代位により求償権を取得するが、被保険者と第三者間の管轄合意又は仲裁合意は求償権を行使する保険者に対する拘束力を有しないものとされている<sup>32</sup>。この点は、すくなくとも前述した日本の判例の理解とは異なるところであり、実務においても重要な問題であるといえよう。

## 第六 海事請求保全の管轄

### 1 海事請求保全管轄及び海事請求管轄

海事請求保全とは、海事法院が海事請求者の申立てに基づき、その海事請求の実現を保障するため、被請求者の財産に対して行う強制措置である（海訴 12 条）。海事請求保全の管轄と被保全海事請求の管轄は、法律上異なるものであるが、一定の関連性を有する。

#### (1) 海事請求保全の管轄

海事請求保全の管轄は、普通の民事訴訟管轄と同じく、保全目的財産の属地原則に基づいています。訴訟提起前に海事請求保全を申立てる場合には、保全目的財産の所在地を管轄する海事法院が管轄権を有する（海訴 13 条）。

海事請求保全は、当該海事請求における訴訟管轄合意又は仲裁合意の拘束を受けない（海訴 14 条）。

海事請求保全の対象となる被請求者の財産は、全ての種類の財産ではなく、船舶、船舶積載貨物、船舶燃料油、船舶用品の 4 種類のみである（海訴解釈 18 条）。ここにいう船舶積載貨物とは、船積みされた貨物のほか、船積み前または荷揚げ後で運送人の管理下にある貨物をいう（海訴解釈 19 条）。訴訟提起前において、荷揚げされたものの、なお運送人の管理下にある貨物に対して海事請求保全を申し立てる場合であって、貨物の所在地が海事法院の管轄区域にないときは、荷揚げ港所在地の海事法院に申立てできる（海訴解釈 20 条）。

訴訟係属中の海事請求保全の管轄に関する特別な規定はないが、通常の債権保全と同様、その訴訟を管轄する海事法院が海事請求保全の管轄権を有する。

ここで訴訟とは中国において係属中の海事訴訟のみを意味するが、外国で係属中又は仲裁手続きが進行中の場合には、訴訟提起前の場合と同じく、保全目的財産の所在地を管轄する海事法

<sup>30</sup> 孫 = 劉・前掲（注 26）110 頁を参照。

<sup>31</sup> RCL Feeder Pte Ltd など對江西稀有稀土金属鈷業進出口有限公司の海上貨物運送契約紛争に関する事件において、広東省高級人民法院は、船荷証券に管轄条項が記載されているが、管轄条項は船荷証券発行者である運送人の一方的な意思表示であり、かつ、船荷証券所持人は、船荷証券を受け取るとき又はその後、管轄条項を明確に承認してはいなかったので、船荷証券所持人と運送人間に合意が成立したとは認定できず、管轄条項は無効であると判示した（2010 年粵高法立民終字第 151 号）。

<sup>32</sup> 最高人民法院による第二回全国涉外商事海事審判工作会议紀要 127 条。大連利豊海運集團有限公司對 PICC 广州市越秀支公司の水路貨物運送契約代位求償権紛争に関する事件において、廣東高級人民法院と廣州海事法院は、PICC は被保険者から代位求償権を取得した後、被保険者と大連利豊海運集團有限公司との契約上の権利又は義務に拘束されるが、管轄合意の約款には拘束されないと判示した（2011 年粵高法立民終字第 72 号）。

院が海事請求保全の管轄権を有する（海訴解釈 21 条）。

実務上、外国裁判所に訴訟が係属している場合には中国において判決の執行が認められないことを考慮して、海事請求保全が申し立てられることは希である<sup>33</sup>。外国仲裁手続が進行している場合には、中国が 1958 年ニューヨーク条約に加盟し、外国仲裁判断の執行が認められているので、海事請求保全が申し立てられることは少なくない。

#### (2) 海事請求保全管轄と海事請求管轄との関係

海事請求保全が執行された後に、保全執行に関する海事紛争が訴訟又は仲裁手続に至らなかつた場合には、訴訟管轄合意又は仲裁合意が締結されている場合を除き、当該海事請求について、海事請求保全を執行した海事法院又は他の管轄権を有する海事法院に対し訴えを提起することができる（海訴 19 条）。

日本においては、保全執行した裁判所は必ずしも本案訴訟の管轄権を有していないところ、中国では、訴訟管轄合意又は仲裁合意がない限り、海事請求保全の管轄が海事請求自体の管轄に実質的な影響を与えていた。

## 2 不当な海事請求保全に関する管轄

海事請求保全の申立てに対しは書面審査のみが行われるため、不当執行が行われるおそれある<sup>34</sup>。海事請求者は、海事請求保全の申立てが不当な場合には、被請求者又は利害関係人がこれにより被った損害を賠償しなければならない（海訴 20 条）。海事訴訟特別手続法には、不当な海事請求保全に対する損害賠償請求の管轄に関する規定はない。しかし、同法の草案段階では、不当な海事請求保全に対する損害賠償事件の管轄権は当該海事請求保全を執行した海事法院が有するとする提案がされていた。この提案の採用が見送られた理由は、その提案自身が不合理だからではなく、規定を設けなくとも海事請求保全を執行した海事法院が管轄を有するのは明白とされたからである<sup>35</sup>。

#### (1) 訴訟提起前の場合

実務上、訴訟提起前の不当な海事請求保全に対する損害賠償請求訴訟の管轄は、普通の債権保全の場合と同様に、2015 年民訴解釈で規定されている。海事請求保全の申立て後、法定期間内に訴訟を提起せず、又は仲裁を申立てなかつた場合、被請求者又は利害関係人は、その海事請求保全に対する損害賠償訴訟を、当該保全を執行した海事法院に提起することができる（2015 年民訴解釈 27 条 1 項）。また、海事請求保全申立て後、法定期間内に訴訟を提起し、又は仲裁を申し立てる場合、被請求者又は利害関係者は、その海事請求保全に対する損害賠償訴訟を、当該保全を執行した海事法院又は本案訴訟を管轄する海事法院に提起することができる（2015 年民訴解釈 27 条 2 項）。

#### (2) 訴訟係属中の場合

訴訟係属中に行われた不当な海事請求保全に対する損害賠償訴訟の管轄に関する規定がないが、実務ではほとんど議論されていない。この場合、海事請求保全を執行した海事法院と本案訴訟を管轄する海事法院が同一であるので、海事請求保全に対する損害賠償訴訟を提起できる

<sup>33</sup> 中国では、外国判決の執行は容易に認められない傾向にある。中国民事訴訟法 282 条を参照。

<sup>34</sup> 不当な海事請求保全について、雨宮正啓＝李剛＝方懿「中国における船舶差押に関する法制度」本誌 229 号 33 頁以下を参照。

<sup>35</sup> 金・前掲書（注 16）125 頁を参照。

のは当該海事法院のみとなる。

## 第七 海事賠償責任制限に関する管轄

中国においても日本と同様に、船舶所有者等の責任を制限する海事賠償責任制限が設けられている。これは、海難事故に起因して人命及び財産に重大な損害が発生した場合、責任者の賠償責任を一定範囲以内に制限する法律制度である<sup>36</sup>。日本では、船舶所有者等が責任制限の利益を享受するためには、裁判所における責任制限手続きによる必要があるが、中国では、日本と同様、責任制限基金の設立による場合の他、特定の請求に対する抗弁として行使することも認められている。特定の請求に対する抗弁として責任制限を主張する場合については特別な管轄規定はないが、責任制限基金を設立する場合については、海事訴訟特別手続法及び司法解釈が管轄規定を定めている<sup>37</sup>。

### 1 海事賠償責任制限基金の設立に関する管轄

海難事故発生後、船舶所有者、傭船者、経営者、救助者及び保険者は、海事法院に対し海事賠償責任制限基金の設立を申し立てることができる。責任制限基金設立の申立ては、訴訟提起前又は訴訟係属中に行うことができるが、第一審判決言渡し前までに行わなければならない(海訴 101 条)。

#### (1) 訴訟提起前の申立て

訴訟提起前に責任制限基金の設立を申し立てる場合には、訴訟管轄の合意又は仲裁の合意にかかわらず、事故発生地、契約履行地、又は船舶差押地の海事法院に対して申立てなければならない(海訴 102 条)。

海難事故が中国の領域外において生じた場合は、船舶が事故発生後に到達した中国領域内にある最初の港が事故発生地とみなされる(海訴解釈 80 条)。

同一の海難事故において、賠償責任者である船舶所有者、傭船者、経営者、救助者及び保険者のいずれもが責任制限基金の設立を申し立てができる。訴訟提起前に、二人以上の賠償責任者が、異なる海事法院に対し責任制限基金の設立を申し立てた場合、申立てを後に受理した海事法院は、申立てを先に受理した海事法院に移送しなければならない(責任制限解釈 2 条)。移送後においては、二つの基金が併存するのではなく、一つの基金に集約される。

#### (2) 訴訟係属中の申立て

訴訟係属中に責任制限基金の設立を申し立てる場合には、責任制限に関連する海事事件を受理した海事法院に申立てなければならない。責任制限に関連する海事事件が二つ以上の海事法院に受理されているとき、賠償責任者は責任制限基金の設立を申し立てるのであれば、訴訟管轄の協議に基づいて最初に事件を受理した海事法院に責任制限を申立てなければならない。当事者の間に訴訟管轄に関する協議が調わない場合には、最初に事件を受理した海事法院に提出

<sup>36</sup> 傅廷中『海商法論』(法律出版社・2007) 397 頁を参照。

<sup>37</sup> 海事賠償責任制限については、2010 年 9 月 15 日から「海事賠償責任制限にかかる紛争事件の審理に関する最高人民法院の若干の規定」が実施されている。同規定の和訳として、張秀娟「2010 年の中国海事賠償責任制限に関する最高人民法院規定の翻訳」本誌 209 号 76 頁以下がある。同規定については、雨宮正啓「中華人民共和国における海事賠償責任制限に関する最高人民法院の解釈規定」本誌 210 号 78 頁以下を参照。

しなければならない（責任制限解釈 3 条）。

## 2 海事賠償責任制限基金管轄と海事賠償案件管轄との関係

海事賠償責任制限は、「同一事故においては一つの責任制限」を原則としている。責任制限の基金設立及び責任制限に関する紛争事件の解決を同一の法院に集中させ、責任制限基金を債権者に配当することにより、「同一事故においては一つの責任制限」の原則を実現している<sup>38</sup>。

### (1) 債権登記手続と権利確認訴訟

責任制限基金の設立後は、訴訟管轄の合意又は仲裁の合意がない限り、責任制限に関する海事紛争について、責任制限基金を設立した海事法院に対し訴訟を提起しなければならない（海訴 109 条）。責任制限基金の設立後の訴訟は、一般的な民事訴訟とは異なり、特別な債権登記手続と権利確認訴訟になる。

海事法院が責任制限基金の設立を受理する旨公告した後、債権者は、公告期間内に特定の場合に発生した海事事故に係る債権について登記を申し立てなければならない。公告期間が満了したのに関わらず登記しない場合には、債権を放棄したものとみなされる（海訴 112 条）。

判決書、裁定書、調停書又は仲裁判断書など債権を証明する法的効力を有する書類が存在しない場合には、債権者は、債権登記手続後、債権登記を受理した海事法院に対し権利確認訴訟を提起しなければならない。当事者間に仲裁合意のある場合には、遅滞なく仲裁を申し立てなければならない（海訴 116 条 1 項）。債権者は、権利確認訴訟を提起する場合には、債権登記の手続きを行った後の 7 日以内に行わなければならない（海訴解釈 90 条）。

権利確認訴訟の判決及び裁定は法的効力を有し、上訴を提起できない（海訴 116 条 2 項）。

### (2) 他の海事法院からの移送

債権者は、債権登記を行う前に、債権登記を受理する海事法院以外の海事法院に訴訟を提起した場合は、第二審の裁判手続きが進行していない限り、受訴海事法院は、債権登記を受理する海事法院に事件を移送し、審理を委ねなければならない（海訴解釈 89 条）。

責任制限基金を設立した後、債権者が他の海事法院に訴訟を提起した場合には、訴訟管轄の合意がない限り、受訴海事法院は、この事件を責任制限基金の設立を認めた海事法院に移送しなければならない（責任制限解釈 4 条）。

## 第八 おわりに

実務において、涉外事件の処理にあたる場合、いずれの国で裁判手続きが行うかを検討することは不可欠であろう。

本稿共同執筆者による「中国における船舶差押に関する法制度」では船舶差押えの管轄について、「中華人民共和国における海事賠償責任制限に関する最高人民法院の解釈規定」では責任制限の管轄について言及しているところであるが、海事事件一般について、裁判管轄を紹介するのは実務的に有意義であることから概要をまとめることにした。

貿易取引の重要な相手国である中国における海事事件の裁判手続きの理解の一助となれば幸いである。

<sup>38</sup> 鄭先江「海事賠償責任制限権利の行使」国際法研究 2015 年第 4 期 42 ~ 43 頁を参照。